

西尾市放置自転車等対策審議会委員

構 成 区 分	氏 名	役 職 名	備 考
関係行政機関の職員	都 築 克 也	西尾市市民部 部長	
	塩 原 広 久	愛知県警西尾警察署 交通課長	
	板 倉 光 伸	愛知県西三河建設事務所 西尾支所管理課長	
町内会を代表する者	本 谷 弘	花ノ木小学校区 代表町内会長	
鉄道事業者の職員	鈴 木 康 裕	名古屋鉄道株式会社 西尾駅長	
商工業関係者	杉 浦 実	西尾市商業協同組合 代表理事	
その他市長が適当と 認めた者	碓 井 総 一 郎	西中校区 防犯推進協議会会長	
	稲 吉 道 雄	愛知県立鶴城丘高等学校 教諭	欠 席

○ 西尾市自転車等の放置の防止に関する条例

(放置自転車等対策審議会の設置)

第 1 5 条 放置禁止区域の指定、変更、解除その他市長が必要と認める事項について審議する
必要が生じたときは、西尾市放置自転車等対策審議会を置く。

○ 西尾市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則

第 1 0 条 条例第 1 5 条の規定により設置する西尾市放置自転車等対策審議会(以下「審議会」という。)は、委員 1 0 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

略 (上記構成区分による)

3 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。